

令和2年度 かすや よか😊ばい商品券（プレミアム付粕屋町商品券）  
【建築・工業関連券】取扱要領



発行総額	総額6,000万円の内1,000万円分
使用期間	令和2年 9月14日(月)～令和3年2月23日(火)
販売期間	令和2年 9月14日(月)～9月19日(土)
販売場所	粕屋町商工会窓口にて平日の9:30～16:00(土のみ9:30～12:00)
販売価格	10万円(プレミアム率20%)
商品券額面	12万円(12万円券×1枚)
購入限度額	事前申し込み当選者のみ60万円(12万円券×5枚)
取扱加盟店	粕屋町内で6カ月以上事業所を有する商工業者で、所定の加盟店登録申請を行い、有効に登録された者。
購入条件	① 取扱加盟店が工事等を施工すること。② 福岡県内での工事等であること。 ③ 受注金額が12万円以上であること。④ 自家用の自己所有物等に対する工事等であること。⑤ 見積書作成前迄に取扱加盟店に対し工事券利用を明示すること。
対象となる工事等	自家用の自己所有の建物等の新築、増改築など工事全般及び自動車修理等で、福岡県内に於いて、加盟店が施工、整備等するものに限りです。 ※エアコン、テレビの購入時に据付工事を伴う場合も対象となります。 ※事業用資産の購入、修理等には使用できませんのでご注意ください。 <b>※令和2年9月14日以前に発注した工事等は対象外ですのでご注意ください。</b>
加盟店の役割	建築工事、車両修理等に対する受注喚起の為の事業で、町外のお客様でも広く利用可能ですので、加盟店各位においても積極的に営業活動に利用をお願いします。 尚、建築・工業関連対象券は返品ができませんので受注額等確定の上で購入願います。 又、施工前、施工後の状況が分かる写真の撮影をお願いします。(換金時に提出要。)
お客様への対応	①釣銭は出せません ②商品券をご利用されるお客様にも現金のお客様と同様に対応し、対象工事等を限定しないようお願いいたします。
利用できないもの	①福岡県外での建築等工事。 ②事業用の資産取得、修理等工事。 ③有効期限が過ぎたものや、変形・破損、偽造・変造されたものである場合。 ④建築・工業関連対象券とお買物券の併用はできません。
換金期間	令和2年 9月15日(火)～令和3年 3月 9日(火)
換金日時等	毎週火曜日(祝祭日を除く)9時半から15時まで 粕屋町商工会窓口
換金時に必要なもの	①換金依頼書(R2様式1-5) ②使用済商品券(裏面に加盟店名を記入願います) ③工事等代金が分かる領収書の控え又は請求書等の写し ④施工前、施工後の状況が分かる写真
振込方法	金曜日の午前中に引出せるようご指定の口座に、換金手数料(1% 但し※商工会員事業所は免除)及び振込手数料(福岡県信用組合粕屋は無料、これ以外は一律330円)を差し引いて振込みます(金曜日が休日の場合は前営業日)

**商品券の転売はできません!**